

## 「産業廃棄物管理票交付等状況報告書に関するQ&A」

《記載の手引き》 平成23年9月作成

毎年6月30日までに、前年度一年間に交付した産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」（以下「報告書」という。）として取りまとめ、各都道府県知事・政令市長へ報告する必要があります。

本記載の手引きでは、盛岡市における報告書の運用方法や記載例等についてQ&Aとして取りまとめました。今後の各事業者による照会、各都道府県等の取扱状況を踏まえ、このQ&Aも改定していく予定です。

報告書に対する取り扱いは、各都道府県等によって異なりますので、詳細については所管の産業廃棄物担当部署にお問合せください。

岩手県盛岡市若園町2番18号  
盛岡市環境部廃棄物対策課  
産業廃棄物対策室  
TEL：019-626-7573（ダイレクトイン）  
：019-651-4111（代表）  
FAX：019-626-4153

## 目 次

【第1 報告書の提出について】	P 1
【第2 様式について】	P 1
【第3 提出方法について】	P 2
【第4 記載方法について】	P 2
1 全般	P 2
2 事業場の名称	P 3
3 報告者	P 3
4 業種	P 3
5 産業廃棄物の種類	P 3
6 排出量	P 4
7 運搬受託者の許可番号 処分受託者の許可番号	P 4
8 運搬先の住所	P 4
9 処分場所の住所	P 5
表1 日本標準産業大・中分類一覧（平成19年11月改訂）	P 6
表2-1 報告書に記載する産業廃棄物の種類	P 9
表2-2 報告書に記載する特別管理産業廃棄物の種類	P 10
表3 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）	P 11

## 【第1 報告書の提出について】

### (1) 報告書の提出対象者は誰でしょうか？

⇒ 前年度に産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付した事業者は報告書を提出する必要があります。産業廃棄物の排出量や交付枚数にかかわらず提出が必要です。

### (2) 電子マニフェストを導入した場合は、報告書の提出は不要であるのか？

⇒ 電子マニフェストを用いた場合は、情報処理センターである(財)日本産業廃棄物処理振興センターより、各都道府県知事等に報告されるため、事業者から報告する必要はありません。

ただし、電子マニフェストを導入した事業者も、紙マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行った場合は、交付した紙マニフェスト分については報告書を提出する必要があります。

(電子マニフェストの問い合わせ先)

(財)日本産業廃棄物処理振興センター <http://www.jwnet.or.jp/>

電話：03-3668-6513 (サポートセンター)

### (3) 自己運搬したものについても、報告書に記載するのでしょうか？

⇒ 自己運搬、自己処分したものについてはマニフェストの交付義務がありませんので、報告書に含める必要はありません。

ただし、産業廃棄物を自己運搬後、その処分を他人に委託する場合は、処分の部分について報告書に記載する必要がありますのでご注意ください。

### (4) 古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維といった、専ら再生利用の目的となる廃棄物（専ら物）のみを扱う業者に産業廃棄物を引き渡したのもについても報告書に記載するのでしょうか？

⇒ 専ら物のみを再生目的で扱う業者（通称「専ら業者」）に処理を委託する場合は、マニフェストの交付義務がありませんので、報告書に含める必要はありません。

なお、上記の4品目以外は専ら物とみなされませんのでご注意ください。

### (5) 報告書の様式等は対象者に送られてくるのでしょうか？

⇒ 盛岡市環境部廃棄物対策課のホームページに関連情報や様式等を掲載いたしますので、お手数ですが、そちらから入手していただくようお願いいたします。

なお、入手された様式等を市内の他の対象事業者の方へ配布していただいても構いません。

#### 盛岡市環境部廃棄物対策課ホームページからのダウンロード方法

- ①ウェブもりおかトップページ、市役所のご案内「市役所の各課の業務」を選択
- ②環境部→「廃棄物対策課」を選択
- ③産業廃棄物対策室の「産業廃棄物対策室関係様式ダウンロード」選択
- ④排出者に係るものの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付状況報告をしたい。」を選択
- ⑤様式等を選択（WORDまたはEXCEL）

### (6) 報告書を提出しないと罰則等はあるのでしょうか？

⇒ 提出いただけない場合は、報告いただくように勧告する場合があります。勧告に従っていただけない場合には、その旨を公表する場合があります。

公表後、なお正当な理由により勧告に係る措置をとっていただけない場合は、勧告にかかる措置をとることを命ぜられる場合があります。（廃棄物処理法第12条の6）

廃棄物処理法第12条の6の命令に違反した場合は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。（廃棄物処理法第29条第13号）

## 【第2 様式について】

### (1) 報告書の様式は決められているのでしょうか？

⇒ 廃棄物処理法で様式第三号（第8条の27関係）によるものと規定されています。

環境省ホームページでの法定様式⇒[http://www.env.go.jp/recycle/waste/manif\\_form.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/manif_form.pdf)

### 【第3 提出方法について】

#### (1) 報告書をどのように提出するのでしょうか？

⇒ 報告書の提出は、持参又は郵送により受け付けします。

※他の提出方法についても検討中です。

#### (2) 報告書の提出先はどこでしょうか？

⇒ 排出事業所の所在地により、提出先が岩手県と盛岡市に分かれます。

排出事業所	提出先		備考
	岩手県	盛岡市	
盛岡市内の事業場において排出された産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の委託処理を行った事業者	—	○	岩手県の提出先 管轄振興局等
盛岡市を除く岩手県内の事業場において排出された産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の委託処理を行った事業者	○	—	盛岡市の提出先 盛岡市産業廃棄物対策室

盛岡市内の事業場において排出された産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の委託処理を行った事業者については盛岡市役所（担当：産業廃棄物対策室）への提出となります。

なお、岩手県庁への提出にあたっては各管轄振興局等となります。詳細は岩手県にお問い合わせ願います。

#### (3) 報告書の受付期間について教えてください

⇒ 対象年度報告分については、翌年の4月1日から6月30日までとなります。

#### (4) 報告書は紙又は電子データ（電子媒体等による）のどちらか一方の方法で提出するのでしょうか？

⇒ 紙又は電子データのどちらによるものでも受理します。

※1 記載について、手書き、ワープロ等により作成したものでも差し支えありません。

※2 電子データの場合は電子媒体等（CD-R等）により提出（電子メール不可）してください。なお、電子媒体等で提出する場合は、ラベル等に「管理票交付等状況報告書」と「報告者名」をご記入ください。

#### (5) 提出部数は何部でしょうか？

⇒ 提出部数は1部です。

※控えが必要な場合は2部ご用意してください。（(6)参照）

#### (6) 受付印が押印された控えはいただけますか？

⇒ 次の書類等をご用意いただければ、受付印を押印した控えをお渡しすることができます。

##### 【窓口へ直接持参する場合】

報告書を2部お持ちください。受付印の押印後1部を返却します。

##### 【郵送の場合】

報告書を2部入れて、切手を貼った返信用封筒（返送先の宛名を書いたもの）及び「控えを返送してください。」等と記載したメモを同封してください。

※ 返信用封筒が同封されていない場合は返送いたしかねます。

### 【第4 記載方法について】

#### 1 全般

(1) 中間処理業者は、中間処理後の産業廃棄物の処理を委託する際に交付する二次マニフェスト分と、付着物として混入した産業廃棄物や焼却処分後のばいじんや汚泥など、自身が排出事業者として産業廃棄物を排出する際に交付する一次マニフェスト分のいずれについても報告書に記載しなければならないのでしょうか？

また、一次マニフェスト分と二次マニフェスト分は別々に記載しなければならないのでしょうか？

⇒ 中間処理業者が報告書を作成する場合には、二次マニフェスト分と一次マニフェスト分の両方について報告する必要があります。

なお報告書は産業廃棄物の種類ごと、当該産業廃棄物を扱った処理業者ごとに記載するため、同種の産業廃棄物かつ同じ処理ルートの場合は、二次マニフェストと一次マニフェスト分を合算して記載しても構いません。

## 2 事業場の名称

### (1) 報告書の取りまとめの単位は何ですか？法人としてすべて取りまとめも構わないのでしょうか？

⇒ 事業場（マニフェスト記載欄の「事業場」若しくは「排出事業場」）ごとに報告書を取りまとめることが原則となります。

※ 産業廃棄物の処理委託契約を本社等で一括して行っている場合でも、各支店及び営業所等の所在地で産業廃棄物を排出し処理業者へ引渡ししている場合は、各支店若しくは営業所単位で報告書を取りまとめる必要があります。

### (2) 建設工事のように所在地が一定しない場合や、短期間で終了してしまうようなときは、どのように報告書を取りまとめて報告するのでしょうか？

⇒ 工作物の建設工事及び解体工事（改修工事を含む。）については、当該工事を管轄する支社及び営業所等の単位で報告書を取りまとめても構いません。

※ ただし、**盛岡市に報告するものは、盛岡市内で排出した産業廃棄物の分だけです**ので、盛岡市内の支社及び営業所等が盛岡市外の工事を管轄している場合でも、盛岡市外の建設工事で排出したものを盛岡市の報告分に含めないように、取りまとめの際はご注意ください。

## 3 報告者

### (1) 法人の場合、報告者は会社の代表者（代表取締役）でなければならないのでしょうか？支店長や所長等ではだめでしょうか？

⇒ 法人の場合は、氏名欄に法人名のみを記載します。（支店名や営業所名等は記載しないでください。）

※1 ただし、報告者の氏名欄の代表者の氏名については、法人内での権限委譲等の要素もあることから、各法人の判断に委ねるものとします。

また、報告書の取りまとめは、上記「2 事業場の名称(1)」で述べたように事業所ごとになりますので、その報告単位に対して代表者とする者の氏名を記載してください。

※2 住所、電話番号についても、代表者の氏名の記載方法に準じて、該当場所のものを記載してください。

### (2) 社印、代表者印は必要ですか？

⇒ 押印は不要です。（平成 21 年度までは押印をお願いしておりましたが、平成 22 年度報告分から押印は不要としました。）

## 4 業種

### (1) 複数の業種を営む事業者は、業種ごとに報告書を作成するのでしょうか？

⇒ 事業者の主要事業の業種として報告してください。

※ ただし、業種ごとに報告書をそれぞれ取りまとめていただいても構いません。

### (2) 業種欄には具体的な名称を記載するのでしょうか？

⇒ 「表 1（P6~8）」に示した日本標準産業分類の中分類の名称を記載してください。

中分類番号を付記していただいても構いません。

（どの業種に該当するか不明な場合は、総務省政策統括官（統計基準担当）の日本産業分類ホームページをご確認ください。）

日本標準産業分類ホームページ URL:<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19-3.htm>

## 5 産業廃棄物の種類

### (1) 産業廃棄物の種類は、どのように記載するのでしょうか？

⇒ 廃棄物処理法第 2 条第 4 項、同施行令第 2 条に規定する産業廃棄物の種類を原則として記載します。

また、廃棄物処理法第 2 条第 5 項、同施行令第 2 条の 4 に規定する特別管理産業廃棄物の場合は、その旨を記入し、産業廃棄物と分けて記載してください。

また、産業廃棄物の種類の記載項目は、「表2-1、表2-2」を参考にしてください。

なお、「表2-1、表2-2」の中に該当項目がなく、複数の産業廃棄物が排出段階で一体不可分の状態で混合しているような場合は、「その他混合廃棄物」とし、その混合物の一般的な名称を記入してください。（例えば、シュレッダーダストなど）

どの産業廃棄物の種類に該当するかなど、不明な点がありましたら担当部署へお問合せください。

**(2) 排出段階で複数の産業廃棄物が分別されているにもかかわらず、1枚のマニフェストで複数の産業廃棄物の種類欄にチェックし、産業廃棄物を排出している場合はどのように報告書に記載するのでしょうか？**

⇒ 排出段階で一体不可分の状態で混合している産業廃棄物ではなく、初めから分別されているものを排出する場合は、たとえ運搬先が同じであっても、その産業廃棄物の種類ごとに複数毎のマニフェストを交付することが必要ですので、日々の運用を見なおすようにしてください。

※ 複数の産業廃棄物の処理方法がそれぞれ異なる場合は、産業廃棄物の種類ごとに区分し報告書に記載してください。

## 6 排出量

**(1) 排出量は小数点何位まで記載するのでしょうか？**

⇒ 排出量に記載する数字は、各事業者で管理している有効数字で報告していただいても構いませんが、最小値は小数点第3位（1kgまで）として報告してください。

※ 年間の排出量が0.001トンに満たない場合は、「<0.001」と記載してください。

**(2) 体積、個数などの単位で産業廃棄物を排出しているが、どのようにt（トン）へ換算するのでしょうか？**

⇒ 産業廃棄物には様々な種類、形状、形態が考えられることから、各事業者が排出している産業廃棄物について、自社で換算係数を定めている若しくは算出できる場合は、その値を使用してそれぞれトンへ換算し報告書に記載してください。

※1 排出した産業廃棄物が委託先の処理業者等で計量され重量を算出できる場合は、その値を集計し報告していただいても構いません。

※2 特に換算係数を定めていない場合は、「表3（p11）」に産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）を参考に排出量を計算し、報告書を作成してください。

## 7 運搬受託者の許可番号、処分受託者の許可番号

・収集運搬業者は、積込み先と積降ろし先のそれぞれの許可が必要になるが、両方の許可番号を記載するのでしょうか？

⇒ 積込み先の許可番号（岩手県又は盛岡市の許可番号）を記載してください。

なお、区間委託（積替保管有）の場合は区間ごとの都道府県の許可番号を記載してください。

## 8 運搬先の住所

**(1) 運搬先の住所の記載方法について教えてください。**

⇒ 最初の目的地である積替保管場所、中間処理場または最終処分場（中間処理を行わない場合）を記載します。

なお、積替保管を行う収集運搬の委託の場合は2段に分けて書く必要があります。具体的な記載方法は記載例を参照願います。

**(2) 運搬経費は支払うが、持込み先で原料等として買い取ってもらえるような場合は、どのように記載するとよいでしょうか？（運搬経費>買い取り金額のケース）**

⇒ 収集運搬の部分については、廃棄物処理法の適用を受けますので、マニフェストの交付も必要になるため、報告の対象となります。

よって、「処分受託者の氏名又は名称」欄に買取業者名や有償売却した旨を記載していただきます。（その場合、処分受託者の許可番号は記載不要ですが、「売却」と記載してください。）

なお、運搬経費<買い取り金額の場合は、有価物の運搬（≠廃棄物の運搬）となりますので、報告の対象外となります。

## 9 処分場所の住所

### (1) 運搬先と処分場所の住所が同じ場合にも記載しなければならないのでしょうか？

⇒通常であれば運搬先の住所と処分場所の住所は同一ですので、その場合は処分場所の住所を記載する必要はありません。

### (2) 処分場所の住所は中間処理場のことか、それとも最終処分場のことなのでしょうか？

⇒事業者から排出された産業廃棄物が最初に処分される場所の住所を記載します。中間処理を経て最終処分される場合は、中間処分場の住所を記載します。

また、石綿含有産業廃棄物など、最終処分先へ直送する場合は最終処分場所の住所を記載します。

※ 前問(1)で述べたように、運搬先の住所と処分場所の住所が同一の場合は記載する必要はありません。

### (3) 中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物を、自らが最終処分場へ運搬する場合の記載方法について教えてください。

⇒中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物を自らが最終処分場などへ運搬する際は、その中間処理業者は収集運搬業の許可が必要です。併せてマニフェスト（二次マニフェスト）の交付も必要になります。

従って、運搬受託者の氏名又は名称欄には中間処理業者名を記載します。

表1 日本標準産業大・中分類一覧（平成19年11月改訂）

大分類	中分類	
A 農業, 林業	01 農業	
	02 林業	
B 漁業	03 漁業	
	04 水産養殖業	
C 鉱業, 砕石業, 砂利採取業	05 鉱業, 砕石業, 砂利採取業	
D 建設業	06 総合建設業	
	07 職別工事業（設備工事業を除く）	
	08 設備工事業	
E 製造業	09 食料品製造業	
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	
	11 繊維工業	
	12 木材・木製品製造業（家具を除く）	
	13 家具・装備品製造業	
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	
	15 印刷・同関連業	
	16 化学工業	
	17 石油製品・石炭製品製造業	
	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	
	19 ゴム製品製造業	
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	
	21 窯業・土石製品製造業	
	22 鉄鋼業	
	23 非鉄金属製造業	
	24 金属製品製造業	
	25 はん用機械器具製造業	
	26 生産用機械器具製造業	
	27 業務用機械器具製造業	
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	
	29 電気機械器具製造業	
	30 情報通信機械器具製造業	
	31 輸送用機械器具製造業	
	32 その他の製造業	
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業
		34 ガス業
		35 熱供給業
		36 水道業
	G 情報通信業	37 通信業
		38 放送業
		39 情報サービス業
		40 インターネット付随サービス業
41 映像・音声・文字情報制作業		
H 運輸業, 郵便業	42 鉄道業	
	43 道路旅客運送業	

	4 4 道路貨物運送業 4 5 水運業 4 6 航空運輸業 4 7 倉庫業 4 8 運輸に附帯するサービス業 4 9 郵便業（信書便事業を含む）
I 卸売・小売業	5 0 各種商品卸売業 5 1 繊維・衣服等卸売業 5 2 飲食料品卸売業 5 3 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業 5 4 機械器具卸売業 5 5 その他の卸売業 5 6 各種商品小売業 5 7 織物・衣服・身の回り品小売業 5 8 飲食料品小売業 5 9 機械器具小売業 6 0 その他の小売業 6 1 無店舗小売業
J 金融業・保険業	6 2 銀行業 6 3 協同組合金融業 6 4 貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関 6 5 金融商品取引業，商品先物取引業 6 6 補助的金融業 6 7 保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）
K 不動産業，物品賃貸業	6 8 不動産取引業 6 9 不動産賃貸業・管理業 7 0 物品賃貸業
L 学術研究，専門・技術サービス業	7 1 学術・開発研究機関 7 2 専門サービス業（他に分類されないもの） 7 3 広告業 7 4 技術サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊業，飲食サービス業	7 5 宿泊業 7 6 飲食店 7 7 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業，娯楽業	7 8 洗濯・理容・美容・浴場業 7 9 その他の生活関連サービス業 8 0 娯楽業
O 教育，学習支援業	8 1 学校教育 8 2 その他の教育，学習支援業
P 医療，福祉	8 3 医療業 8 4 保健衛生 8 5 社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	8 6 郵便局 8 7 協同組合（他に分類されないもの）
R サービス業（他に分類されないもの）	8 8 廃棄物処理業 8 9 自動車整備業 9 0 機械等修理業（別掲を除く）

	9 1 職業紹介・労働者派遣業 9 2 その他の事業サービス業 9 3 政治・経済・文化団体 9 4 宗教 9 5 その他のサービス業 9 6 外国公務
S 公務（他に分類されないもの）	9 7 国家公務 9 8 地方公務
T 分類不能の産業	9 9 分類不能の産業

【注】公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱う。

表2-1 報告書に記載する産業廃棄物の種類

業種	NO	産業廃棄物	
		種類	具体例
全ての業種が対象	1	廃プラスチック類	廃タイヤ, 発泡スチロール, 廃農業用フィルム等の全ての廃プラスチック類
	2	ゴムくず	天然のゴムくず (切断くずなど)
	3	金属くず	鉄くず, 空き缶などの全ての金属くず
	4	ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス, 陶磁器くず, レンガなどのくず コンクリートくずは, 工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。
	5	がれき類	工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片等の各種廃材
	6	燃え殻	焼却残灰, 石炭がら等の焼却残渣
	7	汚泥	製造業, 工場廃水等の処理後に残る泥状のもの
	8	廃油	鉱物性油及び動植物性油に係る全ての廃油, 廃溶剤
	9	廃酸	廃硫酸, 廃塩酸などの全ての酸性廃液
	10	廃アルカリ	廃ソーダ液などの全ての廃アルカリ性廃液
	11	銲さい	電気炉からの残さい, 廃鋳物砂
	12	ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん捕集ダスト
限定した業種が対象	13	紙くず	紙製品製造業, 出版業等の紙くず, 建設業 (工作物の新築, 改築又は除去) の紙くず (包装材, 段ボール, 壁紙くず等)
	14	木くず	木材・木製品製造業の木くず, 建設業 (工作物の新築, 改築又は除去) の木くず (型枠, 足場材等, 内装・建具工事等残材, 抜根, 伐採材, 木造解体材等), 物品賃貸業, 貨物の流通のために使用したパレット (※) 等
	15	繊維くず	繊維工業等の天然繊維くず, 建設業 (工作物の新築, 改築又は除去) の繊維くず (廃ウェス, 縄, ロープ類等)
	16	動植物性残渣	食料品製造業の動植物性残渣
	17	動物系固形不要物	と畜場, 食鳥処理場からの固形不要物
	18	動物のふん尿	畜産農家からでる牛, 豚等のふん尿又は死体
	19	動物の死体	
20	1~19までの産業廃棄物を処分するために処理したもので, これらの産業廃棄物に該当しないもの		

※ 物品賃貸業, 食物の流通に使用したパレット (パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。) については, 平成20年4月1日から適用

表 2-2 報告書に記載する特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物の種類		性状及び具体例
廃油		産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類（引火点が70℃未満のもの） （タールピッチ類及びその他の廃油を除く。）
		〔関連事業〕 紡績、新聞、香料製造、医薬品製造、石油精製、電気めっき、洗濯、科学技術研究、その他
廃酸		水素イオン濃度（pH）が2.0以下の著しい腐食性を有する廃酸
廃アルカリ		水素イオン濃度（pH）が12.5以上の著しい腐食性を有する廃アルカリ
		〔関連事業〕 カセイソーダ製造、無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、アセチレン誘導品製造、医薬・試薬・農薬製造、金属製品製造、石油化学工業製品、非鉄金属製造、ガラス・窯業、科学技術研究、その他
感染性産業廃棄物		感染性病原体が含まれ、若しくはそのおそれのある産業廃棄物 （血液の付着した注射針、採血管など）
		〔関連事業〕 病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設、その他
特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等	廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油
	ポリ塩化ビフェニル汚染物	汚泥のうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの、紙くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだもの、木くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの、繊維くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの、廃プラスチック類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの、金属くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの、陶磁器くずのうちポリ塩化ビフェニルが付着したもの、がれき類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着したもの
	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもの
	廃石綿等	○ 建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材・断熱材。耐火被覆材、及び除去工事から排出されるプラスチックシートなどで、石綿が付着しているおそれのあるもの ○ 大気汚染防止法の特定粉じん発生装置を有する事業所の集じん装置で集められたものなど
	その他の有害廃棄物	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん等の産業廃棄物で特定施設等から排出されるもので有害物質を判定基準を超えて含むもの 〔有害物質〕 アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類

表3 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

産業廃棄物の種類		換算係数 (t/m <sup>3</sup> )	産業廃棄物の種類	換算係数 (t/m <sup>3</sup> )
1	燃え殻	1.14	14 ガラスくず, コンクリートくず（工 作物の新築, 改築又は除去に伴っ て生じたものを除く）及び陶磁器くず	1.00
2	汚泥	1.10		
3	廃油	0.90		
4	廃酸	1.25		
5	廃アルカリ	1.13	15 鉱さい	1.93
6	廃プラスチック	0.35	16 工作物の新築, 改築又は除去に伴っ て生じたコンクリートの破片その 他これに類する不要物	1.48
7	紙くず	0.30		
8	木くず	0.55		
9	繊維くず	0.12	17 動物のふん尿	1.00
10	食料品製造業, 医薬品製造業又 は香料製造業において原料と して使用した動物又は植物に 係る固形状の不要物	1.00	18 動物の死体	1.00
			19 ばいじん	1.26
			20 産業廃棄物を処分するために処理 したものであって, 前各号に掲げる 産業廃棄物に該当しないもの	1.00
11	とさつし, 又は解体した獣畜及 び食鳥処理した食鳥に係る固 形状の不要物	1.00	21 建設混合廃棄物	0.26
			22 廃電気機械器具	1.00
12	ゴムくず	0.52	23 感染性産業廃棄物	0.30
13	金属くず	1.13	24 廃石綿等	0.30

【注1】上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数（t/立米）です。

【注2】この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意ください。

【注3】特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1-19に該当する品目の換算係数に準拠ください。

【注4】「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法があります。